

令和3年 第13回

陸別町教育委員会会議録 (公開用)

自 令和3年12月16日

至 令和3年12月16日

陸別町教育委員会

令和３年 第１３回 陸別町教育委員会会議録				
招 集 の 場 所	陸別町役場 ３階 委員会室			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和３年 12 月 16 日 午前 9 時 32 分	教育長	有田 勝彦
	閉 会	令和３年 12 月 16 日 午前 11 時 23 分	教育長	有田 勝彦
委 員 の 出 席 及 び 欠 席 ○出席を示す ×欠席を示す	教 育 長	有 田 勝 彦	○	出席 ４人 欠席 ０人
	教育長職務代理者	西 岡 愛 則	○	
	委 員	小 木 育 子	○	
	委 員	後 藤 和 美	○	
会議録署名委員	小 木 育 子			
説 明 の た め 会 議 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	次 長	空井 猛壽	主任主査	大鳥居 仁
	主 幹	北村 正利		
	所 長	津幡 恵一		
職務のため会議に 出席した者の職氏名	主 任	角谷 亮輔		
会 議 に 付 し た 事 件	議案第 27 号ー招致外国青年任用規則の一部改正を陸別町長に申し出ること について			
	議案第 28 号ー陸別町スポーツ振興基金運用規則の一部改正を陸別町長に申 し出ることについて			
	議案第 29 号ー令和 4 年度教育費等予算案について			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

◎開会宣告

○有田教育長 ただいまより、令和3年第13回陸別町教育委員会会議を開会します。

◎会議録署名委員の指名

○有田教育長 本日の会議録署名委員は、小木委員にお願いいたします。

◎事務報告

○有田教育長 事務報告を行います。

事務局から説明をお願いします。

○北村主幹 それでは、1ページをお開きください。事務報告です。

前回の教育委員会会議が開会された11月12日から昨日12月15日までということになります。

管理関係です。

11月12日ですが、まず教育委員会会議がありまして、その後、令和3年度の教育研究大会が陸別中学校で行われております。

16日ですが、十勝管内の市町村の教育委員会教育委員研修会がありまして、小木委員と後藤委員が出席されています。

少し飛びまして、25日、第6回の陸別町子ども発達支援連絡会が大会議室で開催されています。

12月に入りまして、12月4日、陸別小学校の土曜授業が陸小で行われております。

それから7日、8日と2日間にわたりまして、陸別町議会の12月定例会が開会されています。

14日ですけれども、陸別町の児童生徒生活指導連絡協議会が大会議室で開催されています。

管理関係は以上です。

○大鳥居主任主査 続きまして、社会教育関係を報告させていただきます。

まず、大変申し訳ないのですが、1か所訂正をお願いいたします。社会教育関係の一番下に、8日、中学校ふるさと科と書いてありますが、こちらのほう12月8日ではなくて11月8日です。

1 1月8日の中学校のふるさと科では、中学校1年生が史跡ユクエピラチャン跡の見学、それから出土遺物を見るために公民館に移動し、公民館で出土遺物を見学してもらっています。

それから、社会教育の頭に戻りまして、16日、24日です。同じく中学校のふるさと科で16日のほうは1年生、24日のほうは2年生が、共に町指定文化財の斗満遺跡という遺跡の石器があるのですけれども、大きな黒曜石製の石器の見学と説明をさせてもらっています。

それから11月30日ですけれども、第2回社会教育委員の会議を開催しております。

12月8日ですけれども、第25回十勝社会教育委員長等研修会、それから第50回十勝社会教育委員研修会がオンラインで開催されましたので、委員長含めて委員2名と職員2名が参加しております。

続きまして、社会体育関係です。

11月19日、令和3年度十勝東北部の3町の体育振興会議ということで、今年は3町の主管当番町が陸別町になっておりますので、陸別に来ていただいて、今後のスケート大会や、それから3月に予定しております交流会関係の協議を行っております。この協議から、新型コロナウイルスの感染が広がっていない状態であれば、1月と2月のスケート大会は実施する方向で準備を進めております。

議案の2ページに移りまして、12月2日、第3回スポーツ推進委員会を開催しております。こちらのほうで、今年プールの改築に伴う視察を行ってまいりましたので、各種大会の報告と視察のまとめを行っております。

社会教育、社会体育は以上です。

○津幡所長 給食関係なのですけれども、10月5日に中学生のバイキング給食を行いました。前回の会議で既に報告していますので、削除をお願いいたします。

以上です。

○空井次長 それでは、今後の予定になります。

2月いっぱいぐらいまでの予定を記載させていただいております。

12月は、まず20日、中学校の第2学期の終業式ということで、冬休み期間、12月21日から1月13日の予定となっております。

23日には小学校の終業式で、小学校の冬休みは12月24日から1月17日までを予定とされているところでございます。

28日につきましては、第1回目の教育支援委員会を開催いたします。次年度の特別支援学級入級に向けた審議を行う予定としております。

年末年始の小中学校の学校閉庁日でありますけれども、年末年始に関しましては、12月29日から1月5日までの期間、学校閉庁日ということで設けているところでございます。

年が明けまして1月3日ですが、令和4年陸別町成人記念はたちの集いをタウンホールで13時から開催させていただきます。委員各位におかれましては、出席のほうをよろしくお願ひしたいと存じます。

それから、1月8日、5歳児・1年生スケート教室を予定しております。スケートリンクは、まだ全く着手できていない状況で、できるかどうかというのはあやしいところもありますが、明日以降まとまった雪が降りそうですので、何とか開催できればいいなと考えているところでございます。

1月15日、東北部3町の事業になりますが、十勝東北部方面の小中学校スピードスケート大会を足寄町のスケートリンクで開催を予定しております。

それから、1月20日には10回目の校長教頭会議を予定しており、26日には7回目の子ども発達支援連絡会を開催する予定としております。

29日、公民館講座ということで「公民館で遊ぼう！」という講座を、公民館講座としては今年度初の講座ということで開催する予定としております。

それから、2月7日から9日の3日間ではありますが、こちらもスキー場の状況にもよりますが、現時点ではナイタースキー教室を予定しているところでございます。

2月10日には陸別小学校で、14日には陸別中学校で、新入生の説明会をそれぞれ開催されます。

2月22日には、3回目の保・小連携連絡会推進会議を開催し、今年度の保・小連携のまとめと次年度に向けた協議を行うこととしております。

最後になりますが、2月26日には、スノーシューをはいて文化財めぐりということで予定をしているところでございます。

以上、事務報告とさせていただきます。

○有田教育長 それでは事務報告について質疑を行います。

質疑はありませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○有田教育長 ちなみに、来月3日のはたちの集いは、皆さん出席予定でよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○有田教育長 よろしく願いいたします。

◎報告事項

○有田教育長 それでは、次に報告事項に入ります。

報告事項1、令和3年度執行、教育費関係予算の議決等の状況について、事務局より報告をお願いします。

○空井次長 それでは、議案3ページをお開きください。

前回、第12回の会議で12月補正予算の議決をいただきました。その後、実は灯油、重油が一気に5円ほど値上げとなり、それに伴いまして、教育委員会に諮った後に、それぞれ燃料費を査定の段階で増額させていただいております。金額につきましては、ごらんのとおりです。

ので、説明を割愛させていただきます。

先ほど事務報告でもありましたが、12月7、8日で12月定例会が開会されまして、教育関係補正予算につきましては、全て提案どおり議決されたことを報告させていただきます。

○有田教育長 ただいまの報告事項について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議案審議

○有田教育長 それでは次に議事に入ります。

議案第27号、招致外国青年任用規則の一部改正を陸別町長に申し出ることについて議題とします。

事務局より提案理由の説明をお願いします。

○空井次長 議案第27号ですが、一般財団法人自治体国際化協会の招致外国青年任用規則の一部改正等に伴いまして、当町の招致外国青年任用規則を別紙のとおり改正し、陸別町長に申し出るというものでございます。

それでは、議案書6ページをお開きください。

こちら6ページから7ページにかけまして、今回改正しようとする規則の新旧対照表を掲載しております。こちらを用いて御説明させていただきます。右手の旧とありますのが現行の規則、それから、左手の新とあるものが今回改正しようとする内容であります。

まず、第1条でありますけれども、旧でいきますと、語学指導等を行う外国青年招致事業とあります。実はこの同じ文言がこの後も出てきますので、今回の改正において、この「語学指導を行う外国青年招致事業」を「JETプログラム」と呼ぶということで改正をさせていただく内容であります。文言整理となります。

それから下に行きまして、第4条であります。まず、第4条の第1項で、参加者の任用期間は、次に掲げる期間を合わせた「1年間」としておりましたものを、今回「期間」に修正をしようとするものであります。同じく、同条第1項につきましては、「来日日の属する年の翌年」とありましたが、非常に分かりにくい日本語になっておりますので、これを「年度」と改めまして、改正においては「来日日の属する年度の」ということで文言整理を行ったところでございます。同条の第1項第2号につきましても、同様に、年度と表現を改めさせていただいたことと、あと、ただし書になりますが「一般財団法人自治体国際化協会」、この後の条でも同じ名称が出てきますので、ここで「協会」ということで表現を短縮させるという改正となっております。

続いて、第6条でございますが、第4条の改正に伴いまして、「自治体国際化協会」を単に「協会」と表現したものでございます。

それから、第11条をごらんください。

6 ページの一番下になりますけれども、ここでは、参加者、つまり英語指導助手につきましては、これまで10日間の年次有給休暇を与えていたところでございますけれども、北海道の取扱い等においては20日間という規定となっていることから、今回「10日間」とあるものを「20日間」に増やすというような措置を取ろうとするものであります。なお書きにつきましては、当町の会計年度任用職員の関連規則に準じて日数を付与するというような規定としておりましたが、今回20日と規定することによりまして、こちらの準用規定が必要なくなりましたので、今回削除するものでございます。

続いて、7 ページをお開きください。

7 ページの第13条であります。第13条では、一般財団法人自治体国際化協会の規則の改正によりまして、新たに夏季休暇、夏休みが設けられました。それに伴いまして、当町の規則においても3日間の夏季休暇を取得できるものとして規定をさせていただいたものであります。同じく、同条の第2項になりますが、今回、第14号として夏季休暇を追加したことに伴いまして、これを有給休暇にするという規定を追加したものでございます。

それから第18条につきましては、「語学指導等を行う外国青年招致事業」を「JETプログラム」と読み替えた改正となっております。

それでは、議案書の5 ページ目にお戻りください。

改正部分につきましては、ただいま新旧対照表を用いて説明させていただきましたので、改正後の説明は省略させていただきます。

それでは、附則であります。

この附則は、公布の日から施行し、令和3年11月29日から適用するとしております。

この令和3年11月29日適用につきましては、先ほど御挨拶をいただきました新たな英語指導助手のティム先生の正式な着任日について、来日日の翌日からということになっておりまして、先ほど北村主幹からも御説明ありましたが、11月28日に来日されたということで、着任日は11月29日になるということになります。よって、その日に遡って、この改正内容を適用するということで規定をさせていただいたものであります。

以上、簡単であります。議案第27号の説明とさせていただきます。

以降、御質問によってお答えいたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○有田教育長 それでは、議案第27号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○有田教育長 議案第27号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○有田教育長 異議なしと認め、議案第27号は原案のとおり決定いたしました。

次に議案第28号、陸別町スポーツ振興基金運用規則の一部改正を陸別町長に申し出ることに付いてを議題とします。

事務局より提案理由の説明をお願いします。

○空井次長 議案第28号であります。陸別町スポーツ振興基金条例の趣旨に基づき、スポーツ指導員の減少に対応するため、陸別町スポーツ振興基金の運用範囲を拡大する必要がありますことから、陸別町スポーツ振興基金運用規則を別紙のとおり改正し、陸別町長に申し出るというものでございます。

それでは、議案書10ページ目をお開きください。

改正内容につきましては、新旧対照表を用いて御説明をさせていただきます。

今回の改正内容につきましては、提案理由にもあるとおり、スポーツ指導員、それから少年団の指導員につきましては、ほぼボランティアで行っていただいているという部分があります。これまでのスポーツ振興基金運用規則において、講習等の受講に係る経費については、助成しますと書いてあったのですが、それに伴います指導者の登録料ですとか更新料については、明確な規定がありませんでした。実際のところ、例えば審判の更新講習に伴って更新登録料が含まれているという事例も過去ありましたことから、今回、登録料につきましても明記をした上で、スポーツ指導者、それから少年団指導者の育成と協力をいただくようなかたちで、基金の運用範囲を拡大しようとする趣旨であります。

別表第1の改正になりますが、助成対象の(3)各種スポーツ指導者等講習会(審判講習会を含む。)受講に係る経費とあるところに、「及び指導者等登録料・登録更新料」を加える改正となります。同じく、(4)につきましても、スポーツ少年団認定指導者講習会受講に係る経費に、「及び認定指導者登録料・登録更新料」を追加しようとするものでございます。

それでは、議案書9ページにお戻りいただきまして、附則であります。

この規則は、公布の日から施行するとしております。

以上、簡単であります。議案第28号の説明とさせていただきます。

以降、御質問によってお答えいたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○有田教育長 それでは、議案第28号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○有田教育長 議案第28号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○有田教育長 異議なしと認め、議案第28号は原案のとおり決定いたしました。

次の議案ですが、議案審議の前に、議案第29号については教育事務の議会の議案について町長への意見の申出に関する事項でありますので、陸別町教育委員会会議規則第7条の2第1項第4号の規定により非公開としたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○有田教育長 それでは異議なしと認め非公開とします。

(以下、非公開)

○有田教育長 これより会議を公開とします。

◎その他の事項

○有田教育長 次に、その他に入ります。委員の皆さんのほうから、何かございませんか。

(「なし」の声あり)

○有田教育長 事務局からはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎閉会宣告

○有田教育長 それでは以上をもちまして、令和３年第１３回陸別町教育委員会会議を閉会いたします。

閉会 午前１１時２３分

陸別町教育委員会会議規則第１９条の規定により署名する。

会議録署名委員 小 木 育 子

会議録作成職員 角 谷 亮 輔